

保育所等の園児保護者の皆様へ

酒田市健康福祉部子育て支援課長

(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対応について

(緊急事態宣言解除に伴う対応)

日頃から、本市の教育・保育行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

また、新型コロナウイルス感染症対策にご協力いただき感謝いたします。

さて、本市では、令和2年4月10日付けで、家庭で保育が可能な場合は、家庭内保育を行い、登園の自粛をお願いしており、山形県知事による休業要請を受け、5月31日まで登園の自粛を要請しておりました。

昨日、本県における緊急事態宣言が解除されたことから、本市の対応としては、5月25日(月)から登園の自粛要請を解除いたします。

なお、登園の自粛要請の解除後につきましても、下記のとおり引き続き対応して下さるようお願い申し上げます。

記

【保護者の皆様へのお願い】

- 1 登園前に必ず児童の体温を計測してください。
- 2 発熱や咳等、風邪の症状がみられるときは、園内での感染防止のため登園を控えてください。
- 3 登園時は、マスク着用が可能な児童はマスクを着用させてください。なお、保護者の方も送迎の際は、できる限りマスクの着用をお願いします。
- 4 保育所等において、新型コロナウイルス感染症が確認された場合は、休園となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

【保育料の取り扱いについて】

- 1 4月11日以降の日(各園の報告日)から5月23日(土)までの期間において、登園の自粛をした場合、日割り計算にて対応します。(※認可外保育所は除く。)
- 2 4月分の保育料の減額分は6月分の保育料で調整、5月分の保育料の減額分は7月分の保育料で調整します。(公立保育園、法人保育園が対象)

問合せ先

酒田市健康福祉部子育て支援課

TEL0234-26-5735

FAX0234-23-2258

e-mail: kosodate@city.sakata.lg.jp